

報告第10号

債権の放棄について

取手市債権管理条例第6条の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

令和4年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

(別紙) 放棄した債権の一覧

	放棄した債権の名称	債権を 放棄した日	放棄した 事 由	放棄した 債権の件数	放棄した 債権の金額
1	保育所児童給食代	令和4年 3月31日	第1号 該当	15件	51,000円
2	市営住宅使用料	令和4年 3月28日	第1号 該当	55件	567,600円

備考 放棄した事由の欄の号番号は、取手市債権管理条例第6条各号のいずれに該当するものかを示したものである。